

税務課と介護保険課が郵送する一部通知書はがきの送付を取りやめます

これまで、口座振替で納付をした場合、圧着はがきで通知書を送付していましたが、経費削減および資源の節約を推進するため、本年度から送付を取りやめます。口座振替結果は、預貯金通帳で確認してください。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

- ▷市税および後期高齢者医療保険料…税務課（☎43-7122）
- ▷介護保険料…介護保険課（☎40-0222）

◎送付を取りやめる圧着はがき

- ▷市税収納済通知書…市・県民税（普通徴収）、固定資産税（都市計画税含む）、国民健康保険税を口座振替で納付した場合
- ▷市税等収納済通知書…後期高齢者医療保険料を口座振替で納付した場合
- ▷介護保険料口座振替納付済通知書…介護保険料を口座振替で納付した場合

◎従来どおり送付する圧着はがき・封書

- ▷軽自動車税納税証明書（継続検査用）…6月中旬に圧着はがきで送付します。
※継続検査（車検）に必要です。
- ▷国民健康保険税納付済額通知書、後期高齢者医療保険料納付済額通知書…1月中旬に年金天引き以外の人に圧着はがきで送付します。
※確定申告の際、控除額の確認のために必要です。
- ▷介護保険料納付証明書…1月中旬に年金天引き以外の人に封書で送付します。
※確定申告の際、控除額の確認のために必要です。

固定資産課税台帳の閲覧 および縦覧帳簿の縦覧

平成31年度の固定資産課税台帳の閲覧および縦覧帳簿の縦覧ができます。また、固定資産課税台帳の内容は、納税通知書と一緒に送付する課税明細書で確認できます。

閲覧期間 2020年3月31日(火)まで
閲覧場所 税務課、上下支所総務係
閲覧できる人 府中市の固定資産税の納税義務者または同居の親族、納税管理人、借地・借家人
※借地・借家人は、使用・収益の対象部分が閲覧できます。

手数料 ▷5月7日(火)まで…無料
▷5月8日(水)以降…1名義ごとに300円

持参するもの 印鑑、本人確認できる書類
※代理人の場合は委任状、借地・借家人の場合は契約書など、法人の場合は法人の印鑑と代表者を確認できる書類が必要です。

縦覧制度を 活用しましょう

縦覧制度は、他の土地・家屋との比較を通して、自分の土地・家屋の評価が適正かどうかを判断することができる制度です。縦覧できる内容は、評価額などに限ります。

縦覧期間 5月7日(火)まで
縦覧場所 税務課、上下支所総務係
縦覧できる人 府中市の固定資産税の納税義務者、または同居の親族、納税管理人
手数料 無料
持参するもの 印鑑、本人確認できる書類
※代理人の場合は委任状が必要です。

問い合わせ先 税務課（☎43-7125）